

平成 28 年 4 月 14 日
住宅局住宅総合整備課
住宅局安心居住推進課

社会資本整備審議会住宅宅地分科会 新たな住宅セーフティネット検討小委員会（第 1 回）の開催について

本年 3 月に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）に位置づけられた住宅セーフティネット機能の強化についての具体的検討を行うため、社会資本整備審議会住宅宅地分科会の下に、小委員会を設置し、第 1 回会合を以下のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。

〈参考〉（住生活基本計画（全国計画）抜粋）

目標 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
（基本的な施策）

（1）住宅確保要配慮者の増加に対応するため、空き家の活用を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた、住宅セーフティネット機能を強化

1. 日時：平成 28 年 4 月 19 日（火）16:00～18:00
2. 場所：中央合同庁舎 3 号館 4 階特別会議室
3. 議事：
 - ・住宅セーフティネットを巡る現状と課題
 - ・新たな制度の構築に向けた論点・方向性について 等
4. 取材：

取材は会場のスペースの都合上、報道関係者のみ可とし、1 社につき 1 名とします。
5. その他：
 - ・会議の資料及び議事録については、後日、国土交通省ホームページで公開します。
 - ・委員については別紙のとおりです。

【新たな住宅セーフティネット検討小委員会に関する問い合わせ先】

住宅局住宅総合整備課 松本 TEL：03-5253-8111（内線 39843）、03-5253-8506（直通）
住宅局安心居住推進課 堀崎 TEL：03-5253-8111（内線 39853）、03-5253-8952（直通）

【取材に関する問い合わせ先】

住宅局住宅総合整備課 橋本 TEL：03-5253-8111（内線 39324）、03-5253-8506（直通）
住宅局安心居住推進課 田代 TEL：03-5253-8111（内線 39824）、03-5253-8952（直通）